

最後に、条例の施行は、公布の日から施行するということ、そこについてあります。

以上、大変難解な説明で恐縮でございますが、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君) 基金そのものについての条例設置に対して別に異議あるものでございせんが、第七条の委任について、ひとつお尋ねいたします。

第七条の委任について、市長が別に定めるということですけれども、これはもう数年前に私がこのことについて、皆さんも記憶があるかと思うんですけれども、市長が別に定めるということは適切じゃないかというふうなことも申し上げておきましたけれども、これは別に定めるというのはどういうことを定めるのか、規則だつたらもう規則という、はっきりしたうんですけれども、別に定めるということは細則にするのか、規定にするのか、要綱にするのか、どういう

ことをこれはいつているのか、その点をひとつ聞かせていただきたい。

○総務部長(浅見裕康君) 確かに、先般も私は即席にお答えしているわけでございますが、実質的にどういふものを定めるのかという御指摘を賜ったわけでございますが、すけれども、その際も、下水道問題でございましたけれども、若干の例を申し上げて御答申申し上げておるわけでございますが、確かに、従来、こういう条例の委任事項として規則で定める、あるいは細則で定めるといふような規定が多かったわけでございますけれども、最近になりました、特別に規則を定める場合の例といったしまして、市長が別に定めるといふような言い方をしているわけでございますが、強いて申し上げますならば、いわゆる金融機関の選定の問題だろうとか、あるいはいわゆる近隣の問題であろうとか、そういうものにつきまして実質的な判断を市長が行いまして、その管理基金の運用を図っていくというふうな意味合いでここに委任条項を規定したつもりでございまして、実質的にはいろいろなこと、想定されるようでもございますけれども、そういう気がついたような点を申し上げますと、そんなことが含まれてくるように考えております。

したがって、これは規則でございせんが、実質的な運用の面で市長がこの

条例の本旨に反しないような適切な金融運営をするという趣旨で第七条例を規定させていたのだというところでございます。

○十六番(貫井喜代次君)　そうすると規則ではないということですね。いま規則ではなく運用面であるとして。

そこで伺います。この問題に対して、私少し調べてきたんですけれども、いろいろあるんです。前にも言ったように統一すべきじゃないかということ。それで、この条例のほとんどの委任されている件の四十九件を私調べましたけれども、市長が定めるといふふうになっているのが、必要な事項は市長が定めるといふものが十一、市長が別に定めるといふのが十一、市規則で定めるといふのが二十四、ただ別に定めるといふのが一つ、それから、別に規則で定めるといふのが二つ、その他以上が別に定めるといふ、委員長が別に定めるといふ、教育委員会が定めるといふ、委員会規則で定めるといふ、こういうふうになっているんです。そこで、これは基金条例ですけれども、それではなぜ基金条例の中で、市長が定めるといふふうな言い回しと、今回のように市長が別に定めるといふふうなもの、この市長が定めるといふことと別に定めるといふふうな、どういう意味であるか。これも基金条例

例で分かれておりますから、これはたとえば、いいますか、片舎増築基金条例は市長が定める、それから土地開発基金も市長が定める、それから都市施設整備基金も市長が定める、それから、別に定めるといふのは職員退職手当特別準備基金条例、これが別に定めるといふ、育英基金条例、これも別に定めるといふ、八小の建設基金条例、これも別に定めるといふ、振興資金融資一時補てん基金条例、これも別に定めるといふ、こういうことになっている。この別に定めるといふ市長が定めるといふ見解はどこにあるのか。

私が聞こうとするのは、市長が別に定めるといふことは、これは条例の委任で市長に任せるわけですから、どういふものをここで定められるのか、わからないうです。御承知のとおり、条例はもう議会が議決しなけりやこれは効力を発しなけれども、規則、規定、細則、要綱等は市長がつくつてそれで公布すればすぐもうこれで施行されるけれども、そういうふうな、いろいろ、この委任に対しては重要な内容を含んでいるものを細かく決めているのがこの委任事項だと思ふんです。その点、ひとつ。

○議長(小林菊三君)　暫時休憩いたします。

午前十時四十三分 休憩

午前十一時 五分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長(浅見裕康君) 先ほどの御質問にお答え申し上げます。

確かに御指摘のとおり、市長が別に定める、あるいは市長が定めるというように、非常に非常に条文の五本の中に、いわゆる不統一性が明らかでございまして、これはその条例ができました時点であれが、一応用いられたような用語がかなりあるというふうな結果でもあらうかと思っております。いずれにしても、そういう用語は統一的にやはり表現をするということが原則でございまして、今後十分留意をいたしまして検討をしていきたいというふうに考えております。

ひとつ、今後の検討にやぶらねさせていただまして、今回御指摘の御質問の適切な御答弁になつておらうかと思っておりますけれども、ひとつ、この程度でよろしくお願ひしたいと思います。

○十六番(貫井喜代次君) ただいま、今後検討して統一していきたいというふうな

ことで、いずれにしても、これは担当委員会に付託されてまた慎重審議されると思っておりますので、用語としてこういうふうなことは、やはり、ビクも先ほど申し上げたように、非常に個々ばらばらであるので、条例の内容的について統一するよう、ひとつ御努力をお願いして、了とします。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十一号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第六議案第十二号福生市営テニスコート設置一
及び管理条例を議題といたします。

本案について、提案不理由の説明を求めます。

（教育次長 八木房雄君登壇）

○教育次長（八木房雄君） 御指名をいただきましたので、議案第十二号福生
市営テニスコート設置及び管理条例について、その提案不理由並びに内容につ
いて御説明を申し上げます。

いままで全天候のウレタン型テニスコートは武蔵野台に四面でした。今回
福生に七面のテニスコートが設置されましたことに伴い、本条例を制定しようと
するものでございます。

内容につきましては、第一條及び第二條が設置、名称及び位置でございま
すが、福生市に、市民等の体づくり及び社会体育の振興に寄与するた
め、福生市営テニスコートを設置するということでございます。
位置については、別表第一のとおりとしようとするものでございます。

第三條、第四條、第五條については使用の許可及び使用の制限等でございま
して、第三條におきましては、別に定める手続によって許可を受けなければなら
ないと、それから第四條については、市長は、管理上必要があるときとは、
使用の制限をすることができると、それから第五條は、公益を害し、又は秩
序を乱すおそれがあるときとか、施設又は附属する設備を損傷するおそ
れがあるときとか、管理上支障があるときとか、そういうふうなときには、
使用の制限をしようとするものでございます。

第六條は、使用の期間でございまして、二日以上使用することができない。た
だし、特別に管理上支障がないときはこの限りではないと。

それから第七條、第八條については、使用料及びその返還でございします。

特に別表第二に定める区画に従い使用料を納入していただくということだ
ございますが、これについては、受益者の負担をしていただくというものでございま
す。当年度におきましては約二百万円の収入を見込んでおります。それから、
ただし書きの、市長が公益上その他特に必要があるときとは、これを減免
するということでございますが、規則において、市が主催する行事で使用する

ときとか、それから市内の学校がその行事で使用する場合、それから前二項のほかに、国または地方公共団体、それから公共的団体が使用する場合は減免することができるというところでございまして、公共的団体とは町会等も入っております。

それから第八条は使用料の返還でございまして、それから第九条、第十条でございしますが、使用許可の取消等及び原状回復の義務でございしますが、第九条におきましては、次の各号の一に該当する場合は、使用条件の変更もしくは取消しもしくは停止するといふことでございまして、一としまして、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したときとか、この規則とは第十二条に市規則で定められている規則でございします。それから第五条に該当する事由というのが、先ほど申し上げました公益を害すとか、それから施設、設備の破損、それから管理上支障がある場合、それから三号におきましては、前各号に挙げるもののほか、特に必要が生じたときとかというところでございします。それから第十条におきましては、利用者は終わつたら速やかにもとの位置に原状回復していただくというところでございします。

それから第十一条は損害賠償でございまして、設備等を損傷した場合に損害賠償をしていただくとするものでございします。

第十二条につきましては委任でございまして、この条例の施行については、必要な事項は市規則で定めようとするものでございします。

それから附則としまして、この条例の施行期日は、市規則で定める。

別表第一でございしますが、名称、位置。福生市営武蔵野台テニスコート、福生市武蔵野台二丁目三の番地。福生市営福東テニスコート、福生市大字熊川一六〇八番地。福生市営南公園テニスコート、福生市南田園二丁目一番地。

それから別表第二の方でございしますが、区画、使用料（一面一時間につき）でございしますが、福生市営武蔵野台テニスコートは四百円でございしますが、これはウレタン型全天候でございします。それから福生市営福東テニスコートは四百円、これもウレタン型全天候でございします。それから福生市営南公園テニスコートは二百円でございしますが、これはクレーコートでございします。

備考としまして、一項で使用時間の端数の生じた場合の方法が出ており

ます。一号につきましては、三十分以内は、使用料の額の百分の五を乗じて得た額。それから二号におきまして、三十分を超えた場合は一時間の使用料をいたゞくということでございます。それでお二項におきましては入場料の徴収の関係でございますが、市内に在住、在勤もしくは在学している者以外、

市外の人たちにつきましては当該使用料の二倍を徴収しようとするものでございます。大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいたゞきまして、原案どおり御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十番(遠藤洋一君)

大変に雑駁な説明だというふうにおっしゃられましたけれども、ぼくも雑駁だと思つたんですが、最初に武蔵野台四面、福東に七面できたのでこの各例をつくることになったというふうに説明があつたんですが、いま各例を見ますと、南公園についても各例の中にあるわけですから、最初の説明のときに南公園をあえて抜かしたのかどうかということと、まず一点伺いた

いと思います。

それと使用料の受益者負担ということですが、これまでは御承知のとおり武蔵野台四面、南公園二面に対しては無料ということになっておりまして、これは市の方の説明を聞きますと、公園の附属設備であるから無料であるという形になったわけですが、これが公園から市営テニスコートという形に移る場合に、公園のいままでの関係と、特に南公園とそれから武蔵野台もそうなんですけれども、いままでの公園の使用に関するような各例、規則でもってテニスコートを使つたと思ふんですけれども、新しくこちらの方のテニスコートを独立する場合の切り離しのことをどうと伺いたい。それが二つ目です。

三つ目は、受益者負担のことに對しましてはいろいろな御意見があると思ひますけれども、スポーツ施設ですし、ある程度やむを得ないと思ひますけれども、使用料の基準みたいなことについて伺いたいと思ひます。二百万円の収入を見込

むとおっしゃいましたけれども、これは二百万円から割り出した使用料なのか、それとも、昨年度の使用の状況を見て二百万円というような金額を割り出したのか。その辺のことは総務委員会の方でもやられると思ひますけれども、それらについて一応聞いておきたいと思ひます。

○教育次長（八木房雄君） 自席からお許しをいただきますしてお答え申し上げます。確かにいま御指摘のとおり、南公園もござりますので、訂正させていただきます。それから使用料の関係でございますが、確かに、いままで公園ということでは省略されていたんですが、今回、切り離しまして使用料をいただくとするものでござります。

使用料関係で、五十六年度の予算には計上してござりますが、一応計算しまして、初めてござりますので、どのくらい使われるかということはまだ検討はできておりませんが、ほかの市の方の状況等も勘案し、また雨天等も考慮して二百万円というものを計上したわけでございます。それから使用料については、各市にもございます。いろいろ四百円のところもあるし、三百円のところもあるし、ただウレタン刑工の全天候というのは当市だけでござりまして、それによつて使用料を決定させていたのだ。ただ、南公園においてはクレイコートでござりますので、半額というふうにござっていただいたわけでございます。

以上、お答え申し上げます。

○十番（遠藤洋一君） 最初にぜひお願いをしたのは、提案を説明するときに

必要なことは全部提起して説明をしていただきたいと思います。

どうも使用料につきましては、基準そのものがよくわかりませんが、これからも慎重に御審議されると思っております。十番検討されることを要切王いたします。

○十番（貫井喜代次君） 第九条の使用許可の取消等と、それから規則委任の関連について、ちょっとどうも何か納得がいけないようなところがあるので、ひと質問いたします。

この件ももちろん担当委員会が慎重審議されるでしょうけれども、その前に一応お聞きして、お答え願つておけばと思ひましたので、質問させていただきます。

まず第九条の関係ですけれども、第九条の特に第一号についてですけれども、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したときということと、第十二条の委任の必要な事項は、市規則で定めると、いうことに對して、何か私は割り切れないうちは、屋上に屋を架すようなこれは私の見方が何か違つかしませんか、私は、ここあたりの一号はこの条例の規定に違反したときとしておいてもいいんじゃないかというふうに考へたわけですね。というのは、やうした内容

についてを定めるのが市の規則で細かい点は定める人ですから、それで先ほど申し上げましたけれども、条例でそういうふうに違反したときとしておけば、条例はもう規則よりも優先するわけですから、規則で細かいことはこういう条例に基づき規則に違反したことになることは要らないんじゃないか。

それで、これもまた不統一なことで、どうも変なことを調べてまた申し上げるんですけども、こうしたものの、たとえば野球場とか市民会館とか、あるいは学校の施設とかというふうな条例、あるいは管理の条例、これもまたまちがいです。こういうふうな市民会館の条例はこれと同じようなことが書かれておりますけれども、そのほかのものは市長の指示した事項に違反したときとか、あるいはその他これに基づき規定または命令に違反したとき、同じ使用許可の取消の第九条の関係でこれもまたまちがいです。だから、これは規則で定める人ですから、それでは一号だけが重要だからわざわざこの規則というものに違反したと、まだたくさん決めてあると思うんです規則で、もう条例を提案するんだから規則がもうできていると思うんです。では、ほかのことはうたわないう規則にいろいろ細かいことの規定もあると思うんですが、そういうようなものは構わ

なくて、これだけはひとつ使用許可の取消だけについて重点的にこういうふうなものを規則に違反したと、いうことを入れているのか。そこで、もしやうであるとするならば、条例に基づき規則というものができている人ですから、この点をひとつどんな規則の中に盛り込んであるのか、これをひとつ説明していただきたいと思いますというところが一つ。

それから附則で施行期日が市規則で定めるとしてありますけれども、これは利用者については大きないろいろな影響が、いつだろうというふうなこともありますが、これは規則で定める人だから、規則はつきに申し上げましたように市長が定める人だから、極端なことを言えば来月でもいいんだと、六月でもいいんだというところにもなりかねないと思えますけれども、いつからというこの期日が入れられなかった理由は何か。工事が終わっていないのかどうかというふうなことも、期日を入れられなかった理由は、どういうことに入れられなかったのかというふうなことを、ひとつお答え願います。

○教育次長（八木房雄君）

お答え申し上げます。

第九条の第一号の関係でございますが、この条例に基づき規則と、いうことでございますが、確かにこれは第十二条の方をいつているわけでございますが、特に第

三、関係のものとはいつかかってくるかと思ひます。 条例第三條の規定に基き、
て福生市営テニスコート使用申請書を提出したくわけでございますが、この
申請書の内容に虚偽、または不正があった場合といふことで考へております。
市民でない者が市民であるかのような申請をした場合、これを指しているとい
ふことでございます。 それから、その他使用条件について非常に、許可書の
規則の方の裏側に表に出ておりますが、その問題等も出ております。 それから
規則としましては、使用手続 第二條、条例第三條の規定により福生
市営テニスコート（以下「テニスコート」といふ。）を使用しようとするときは、福生
市営テニスコート使用申請書（別記様式第一号）により申請しなければな
らない。 第二号として、前項に規定する申請書は、使用する日前一月の属
する月の初日から使用する日前日まで市長に提出しなければならぬ。ただし、
市長が特に必要があると認めるときは、その限りでないといふ ことでござい
ます。 このようことで虚偽の申請をした場合をいっております。
それから、条例の施行期日の問題でございますが、これをどうして期日を市規
則で定めようとするものかといふことでございしますが、武蔵野公園のテニスコートにおき

ましては、現在五十六年度予算で管理棟及び備品、電話等の予算を計上
しております関係上、このようにさせていたいただいけません。 ひとつ、よろしく
お願いいたします。

以上、お答えいたします。

○十六番（貫井喜代次君） 後の方の施行期日ですけれども、それはさういふふうな
いろいろの要件がまだ整っていないといふことであればやむを得ないと思ひますけれ
ども、それでは、いつごろといふことがわかったら、これはいつごろか、ひとつ予想でも結
構ですが、これはいろいろ利用音、御承知のように、いまテニスブームでございま
すので、予想でもよろしいんです。

それから第九條関係ですけれども、さうすると第九條の第一号は第三條
関係を主としてうたつてゐるといふ、いまの説明で聞かえたいんですけれども、ほか
にもさうしたことがあるんじゃないかと思ひますけれども、たとえば、いまの第九條
の第二号には第五條に該当するといふことははっきりしたつてあるんですけれども、
ほかにもいろいろの問題があるんじゃないかと思ひますけれども、それはそれとして、も
つと申し上げましたように、同じさういふふうな管理条例で、先ほども統一する

という話がありましたけれども、これらもひとつ統一するような考え方があるのか、ないのか。さつき申し上げたように、規定、または命令に違反した旨というふうに、同じような各事項のところ、あるは市長の指示した事項に違反したときとかというふうに書いてあるものもあれば、このように各事例に基づく規則に違反した旨とかというふうなことが書いてあるんですけれども、これは施設の管理のものでしょうかほとんど同じです。こういうふうなことに對してそういう統一する気があるのか、ないのか。私はやはり同じ福生市自治体の各事例ですから統一すべきじゃないかと思うんですけれども、その点、いま一回お願いします。

○助役（古谷徳男君）

提案の各事例に關しては教育委員会の方でいま御答弁申し上げましたけれども、いまの御指摘の点については各事例全体の問題でございまして、これは私どもの方で先ほどの御指摘いただいた件もございまして、今後全体の面を統一するうちに、これから例規審議会その他、そういう内部を通過しまして、そのような方向で進めていきたいと、このように思っていますので、よろしくひとつお願いいたします。

（「了解」と呼ぶ音あり）

○二十一番（末次性男君）

議運ではこれは総務に付託ということで決定しておりますので、恐らく本会議でも付託になるであろうと思っております。ですから、これは所管でございまして、委員会でよく審議ができるわけなんですけれども、一言だけちょっとお聞きしておきますが、第五各条の第三号、第二号から關連がありますけれども、「管理上支障があるとき」と、こういうふうにまた別に出ているということは、これはやはりこの二号も管理上支障があるときとみなして、管理上支障があるという中に、第三号の中に包含されるんじゃないかというふうに私は思っています。ですから、これは文の構成の問題だけですけれども、たとえば前二号以外といったような、そういうものを入れた方がいいんじゃないかというふうにちょっと思ったものですから、その点についてどのように考えるか。第三号の中に、二号は包含されるんじゃないかと、このように思うわけですが、たとえば第二号「施設又は云々」というのは管理上支障があるという中には入らないのかどうか、このように思っています。問題の提起みたいなことになりますけれども、簡単な答弁で結構です。

○議長（小林菊三君）

暫時休憩いたします。